

（放火防止に向けた環境づくり）

第2条の2 市民は、放火されにくい環境をつくるため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

（1）建物周辺の可燃物を整理し、外部から建物内への侵入を防止する等の措置を講ずること。

（2）地域において相互に情報を交換し、必要に応じて周辺を巡回する等の協力をし合うこと。

※ 改正経過：追加〔平成26年条例第58号〕

【趣旨】

札幌市では、平成2年から平成26年まで24年間連続して放火が出火原因の第1位となるなど、放火が毎年出火原因の上位を占めている。このことから、本条において市民が放火されにくい環境をつくるなど放火防止に向けた取組に努める旨を定めるため、平成26年の条例改正により本条を設けたものである。

【解説】

1 放火について

- （1）放火は、故意又は悪意をもって建物に火を放つ行為であり、人目を避けて無作為、発作的に行われるほか、計画的に行われる場合もある。放火は、地域住民を不安に陥れる行為である。放火から地域を守るためには、放火されにくい環境作りをすることが最も重要なことである。本条では、第1号において「建物周辺の可燃物を整理し、外部から建物内への侵入を防止する等の措置を講ずること」、第2号において「地域において相互に情報を交換し、必要に応じて周辺を巡回する等の協力をし合うこと。」を定めている。自宅や物置等の鍵をかけておくという自助的な防衛策、隣近所に誰が住んでいるのかといった顔の見える関係を築き、コミュニケーションをとるといった共助的な防衛策を構築することは、放火されにくい環境を作るための基本的な取組となる。
- （2）放火されやすい環境としては、①容易に火を付けられるものが周囲にある、②施錠されておらず、容易に侵入し、火を付けることができる、③暗がりなど人目に付かない場所があり、人目を気にすることなく火を付けることができるといったことなどが想定される。よって、これらの環境を作らないことが放火防止への有効な対策といえる。
- （3）過去の事例を踏まえた放火の要因（例）及びそれに対する放火防止対策（例）は、下表のとおりである。

想定される放火の要因（例）	放火防止対策（例）
□家の外、共用廊下に出してある古新聞に火を付けられる。	○家の周りやアパート、マンションの共用部には、燃えやすいものを置かない。
□郵便受けから火のついた物が家の中に投げ込まれる。	○郵便受け付近には、燃えやすいものを置かない。 ○郵便受けには、新聞や郵便などを溜めておかない。
□ごみ収集日前日の深夜にごみを捨てたら、そこに火を付けられる。	○ごみは、決められた日の朝に出す。
□鍵をかけずに外出した隙に建物内に入られ、ガソリンをまかれ、火を付けられたため、家が全焼してしまう。	○外出する場合、物置、車両を使用しない場合は、家の窓や玄関、車両のドア等を完全に閉めて、かつ確実に施錠する。
□鍵をかけずに車両を停車していたところ、助手席に火を付けられる。	○洗濯物を外に干しているときは、忘れず確実に取り込む。
□車両にボディカバーをしていたところ、当該カバーに火を付けられる。	○家の周りを明るくする。 ○ボディカバーに防災品を使用する。
□家に設置しているホームタンクの配管が切断され、火を付けられたことにより、家にも延焼してしまう。	○人感ライトを設置する、ホームタンクの配管保護カバーを設置する等の措置を取る。 ○普段から隣近所とコミュニケーションをとり、放火があったときの対応（大声を出して周囲に知らせる等）について話し合っておく。

## 2 札幌市の取組

- (1) 各消防署では、各区防火委員会との共催等により、必要に応じて防火委員をはじめとする地域住民、消防団、区役所等の関係機関との情報共有、放火による火災が発生した際の対応策などを協議している。
- (2) 放火があった場合は、当該放火があった地区の単位町内会長及び連合町内会長、防火委員、消防団、区役所等に対して情報提供を行うとともに、管轄する消防署において注意喚起文書を作成し、まちづくりセンターを通じて町内会へ回覧し、又は各戸に当該文書を配布し、放火に係る注意喚起を図っている。
- (3) ある地区で連続放火が発生し、又は発生が予測される場合で緊急措置を施す必要があると認めるときは、「連続放火防止特別警戒」として、当該警戒を効果的に推進するために、町内会、防火委員、消防団、区役所、警察機関等を交えた連続放火防止会議を開催する。当該会議では、以下の事項について情報共有及び協議を行う。

ア 連続放火の実態に関すること。

イ 特別警戒の実施に関すること。

(ア) 消防署が実施する事項

- a 関係機関等との情報共有及び連携強化
- b 放火の予防に係る一般住宅及び共同住宅並びに事業所に対する防火指導（※）
- c 緊急広報紙及びポスターの配布
- d 車両等による巡回警戒及び広報
- e 各種の広報媒体を活用した広報
- f 報道機関への情報提供
- g その他消防署長が必要と認める事項

(イ) 消防団が実施する事項

- a 巡回警戒及び巡回広報
- b 防火指導等
- c その他消防団長が必要と認める事項

ウ 特別警戒の実施期間に関すること。

エ その他連続放火防止対策に係る諸課題に関すること。

※ 防火指導の内容は、下表のとおりである。

指導区分	主たる指導事項
一般住宅及び共同住宅に対する指導事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 空き家、物置、共同住宅の空き室等における施錠の励行</li> <li>2 建物周囲及び共用部分における可燃性物品の除去、整理</li> <li>3 近隣者間での監視協力体制の確立</li> <li>4 その他地域の実情等に応じて必要と認められる事項</li> </ul>
事業所に対する指導事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建物の周囲、周辺及び廊下、階段、ホール等の開放部分における可燃性物品の除去</li> <li>2 就業時間以外における製品、商品等の内部収納の励行</li> <li>3 リネン室等可燃性物品を集積する場所及び空き家、空き室、出入口、窓等の施錠の励行及び破損箇所の補修</li> <li>4 保安員等による深夜巡回の励行</li> <li>5 その他地域の実情等に応じて必要と認められる事項</li> </ul>

- (4) 消防局では、次に掲げる場合においては、緊急的な会議として札幌市放火防止対策推進会議（※）を開催し、情報共有及び（3）に準じて今後の対策を協議する。

ア 放火及び連続放火を起因として死傷者が発生する等社会的影響のある火災が発生し、緊急的に対応策を講じる必要があると認めた場合

【第2条の2（放火防止に向けた環境づくり）】

イ 複数の消防署の管轄区域において連続放火が発生し、かつ、全市的な放火防止対策の協議が必要であると認めた場合

ウ 複数の消防署の管轄区域にまたがり連続放火が発生し、かつ、消防署間において連携及び情報共有を図り、放火防止対策を講じる必要があると認めた場合

※ 札幌市の放火は、昭和60年頃から増加傾向となったことから、昭和63年に「札幌市放火防止対策推進会議」を設置し、必要に応じて、各区の地域町内会代表者、警察機関、電力会社、ガス・石油関連企業、ビルディング協会及び関係行政機関を構成員とした会議を実施し、放火の実態に関する情報共有及び関係機関等による取組や放火防止の普及啓発に係る協議を行っている。また、平成26年度からは、構成員あてに火災状況や放火発生状況等を掲載した広報紙「火の用心だより」を毎月送付するほか、特異な火災等が発生した際にも情報提供を行っている。

(5) 平成15年当時、放火による火災が100件を超える件数を記録し、連続放火と疑われる火災も多数発生していたことから、より効果的かつ実践的な放火防止対策として、平成15年10月から、連続放火が発生した地区の単位町内会に対し、炎感知器を貸与することで放火防止対策を図ってきた。しかし、地域住民が炎感知器の警報音を騒音と捉える懸念、また、大きさと重量等の問題により設置場所の確保が難しい等の理由から、平成28年からは炎感知器に替えて人感センサー付きフラッシュライトを町内会へ貸し出し、連続放火防止対策として活用している。

(6) 放火をしようとする者に狙われやすい空き家の管理に関する事項については、第30条（空き地及び空き家の管理）【解説】を参照すること。

【参考】放火及び失火の罪について

「放火」は、先述のとおり「故意又は悪意をもって建物に火を放つ行為」であり、他人の生命及び財産に関わる重大な犯罪行為である。また、「過失により火を放つ」という「失火」についても、過失があり、焼損し、公共の危険を発生させた場合は、犯罪行為となる。

放火及び失火に係る犯罪については、刑法（明治40年法律第45号）第9章「放火及び失火の罪」として定められている。概要については、下表のとおりである。

条文	罪名	罰則等の概要
第108条	現住建造物等放火罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、自動車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者に適用</li> <li>被害者を殺害後にその住居に放火しても、本罪には該当しない（大正6年4月13日大審院判決）。</li> <li>死刑又は無期若しくは5年以上の懲役</li> </ul>
第109条 第1項	非現住建造物等放火罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者に適用</li> <li>第108条と比較して「自動車」「電車」が除外されており、これらを目的物とする放火は、第110条の罪の問題となる。</li> <li>焼損の結果が生ずれば本罪は成立し、公共の危険の有無は問わない。</li> <li>2年以上の有期懲役</li> </ul>
第109条 第2項	自己所有非現住建造物等放火罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>前項の物が自己の所有に係るときは、6月以上7年以下の懲役</li> <li>「公共の危険」の発生とは、一般不特定の多数人（公衆）をして、所定の目的物に延焼しその生命、身体及び財産に対し危害を感じしめるにつき相当の理由がある状態をいう（明治44年4月24日大審院判決）。</li> <li>焼損によって公共の危険が発生しない限り、本罪は成立しない。</li> </ul>

【第2条の2（放火防止に向けた環境づくり）】

第110条 第1項	建造物等以外放火罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放火して、第108条及び第109条に規定する物以外の物を焼損し、公共の危険を生じさせた者に適用</li> <li>・自動車、航空機、橋、畳、建具などのほか、廃棄物や燃料として用いる薪に火を放っても、公共の危険が生ずることを認識し、かつ、その危険を生じさせた場合は、本罪を構成</li> <li>・公共の危険が発生しない限り、本罪は成立しない。</li> <li>・1年以上10年以下の懲役</li> </ul>
第110条 第2項	自己所有建造物等以外放火罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前項の物が自己の所有に係るときは、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金</li> </ul>
第111条 第1項	延焼罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第109条第2項の自己所有非現住建造物等放火罪又は前条第2項の自己所有建造物等以外放火罪を犯し、第108条又は第109条第1項に規定する物に延焼させたときに適用</li> <li>・「延焼」とは、行為者が予期しなかった物に燃え移って、これを焼損すること。</li> <li>・自己の所有物に放火した結果として公共の危険を生じさせ、その上で建造物等に延焼するという結果が生じたときに本罪を構成</li> <li>・3月以上10年以下の懲役</li> </ul>
第111条 第2項	延焼罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第110条第2項の罪を犯した結果、第110条第1項に規定する物に延焼させたときは、3年以下の懲役</li> <li>・自己の所有物に放火した結果として公共の危険を生じさせ、その上で建造物等に延焼するという結果が生じたときに本罪を構成</li> </ul>
第112条	放火未遂罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第108条の現住建造物等放火罪及び第109条第1項の非現住建造物等放火罪の未遂は、罰する。</li> </ul>
第113条	放火予備罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第108条の現住建造物等放火罪又は第109条第1項の非現住建造物等放火罪を犯す目的で、その予備をした者に適用</li> <li>・「予備」とは、放火の準備行為であり、実効の着手前の行為をいう。本罪の行為は、放火の材料を用意する行為、時限発火装置を設置する行為等をいう。</li> <li>・放火の目的で目的物の周辺にガソリンを撒き散らす行為は予備段階の行為であるが、発火のがい然性が高い場合には実行の着手としてよい（昭和49年4月3日広島地方裁判所判決）。</li> <li>・2年以下の懲役</li> <li>・情状により、その刑を免除することができる。</li> </ul>
第114条	消火妨害罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消火を妨害した者に適用</li> <li>・本罪の行為は、消火活動を妨害する一切の行為である。隠匿、損壊は例示に過ぎず、妨害の方法、手段に制限はない。消防車の運行妨害、消火活動している消防隊員に暴行を加える等の行為も該当</li> <li>・1年以上10年以下の懲役</li> </ul>
第116条 第1項	失火罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第108条の現住建造物等及び第109条の他人所有の非現住建造物等に対し、失火により焼損させた者に適用</li> <li>・焼損によって公共の危険を発生させたか否かを問わない。</li> <li>・50万円以下の罰金</li> </ul>
第116条 第2項	失火罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第109条の自己所有の非現住建造物等及び第110条の（自己所有・他人所有）建造物等以外の物を焼損し、公共の危険を生じさせた者に適用</li> <li>・公共の危険が発生しない限り、本罪は成立しない。</li> </ul>

【第2条の2（放火防止に向けた環境づくり）】

第117条の2	業務上失火罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前項同様、50万円以下の罰金</li> <li>・第116条の行為が、業務上必要な注意を怠ったことによる とき、又は重大な過失による時に適用</li> <li>・本罪の「業務」は、職務として火気の安全に配慮すべき社会生活上の地位に基づく事務をいう（昭和60年10月21日最高裁判所決定）。</li> <li>・前述の見地から業務を類型化すると、①火気を直接取扱う職務（調理士、ボイラーマン等）、②火気発生のがい然性が高い物質・器具を取扱う職務（ガソリン・プロパンガス取扱業者等）、③火災の発見・防止を任務とする職務（警備員、火気防止責任者等）に分けられる。</li> <li>・3年以下の禁錮又は150万円以下の罰金</li> </ul>
---------	--------	---

また、森林法（昭和26年法律第249号）においても、森林への放火及び失火に対して罰則が規定されている。概要については、下表のとおりである。

条文	罰則等の概要
第202条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人の森林に放火した者は、2年以上の有期懲役（※）</li> <li>・自己の森林に放火した者は、6月以上7年以下の懲役</li> <li>・他人の森林に延焼したときは、6月以上10年以下の懲役</li> <li>・放火した森林が保安林であるときは、1年以上の有期懲役</li> </ul>
第203条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火を失して他人の森林を焼燬した者は、50万円以下の罰金</li> <li>・火を失して自己の森林を焼燬し、これによって公共の危険を生じさせた者も50万円以下の罰金</li> </ul>
第204条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第197条、第198条及び第202条の未遂罪は、これを罰する。</li> </ul>

※ 「2年以上の有期懲役」のように、単に「懲役」という文言ではなく、「有期懲役」という文言としている理由は、当該刑罰が無期懲役を想定していない中で「2年以上の懲役」としてしまうと、①2年以上20年以下の懲役、②無期懲役の両者に該当することになるためである。有期懲役の上限は、前述のとおり20年であるため、「2年以上の有期懲役」とは、「2年以上20年以下の懲役」ということになる。